

プ ー ル 構 造 設 備 基 準

札幌市プール指導要領第5第1項の規定によるプール構造設備基準は、次のとおりとする。

1 プール設備

(1) プール本体

コンクリート、ステンレス鋼板等の不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

また、浮遊物等を除去するため、オーバーフロー設備を設けること。

水深の明示は、プール本体の規模に応じて適当な数を遊泳者の見やすい場所に設けること。

(2) プールサイド及び通路等

プールサイド及び通路等は、十分な広さを有し、かつ、不浸透性材料を用い、水に塗れた状態でも滑りにくい構造とし、排水溝又は排水口に向かって適当なこう配を設けること。また、プールサイドに飲食物を持ち込むことを許容する場合は、プールの汚染を防止するために適当な場所を設けること。

(3) 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。

また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(4) 排水設備

遊泳者等の吸い込みを防止するため、排水口及び循環水の取入口（以下「排(環)水口」という。）には、堅固な格子鉄蓋や金網等を設けてネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。また、排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分に配慮し、かつ、蓋等を固定する場合には、触診、打診等により、蓋等の欠損・変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないかを確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。

なお、排水設備は排水路を含め、周辺的生活環境に十分配慮した構造とすること。

(5) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度）が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。

なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ オゾン又は紫外線を用いて消毒する場合であっても、必ず塩素消毒を併用すること。

エ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(6) 機械室

施錠するなど係員以外の者が立ち入ることができない構造とすること。

(7) 浄化設備

循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。

なお、取水口等はできるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。

ア 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有すること。また、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。

イ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと）。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(8) オーバーフロー水再利用設備

オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環システムの浄化能力に特に配慮した専用の浄化設備を設けること。

(9) プールサイド等の区画区分

幼児用プールを含む複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区画区分することが望ましいこと。

(10) 適用除外

温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合は、(5)及び(7)の規定の一部を適用しなくても差し支えないこと。

2 付帯設備

(1) 監視所等

遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設けること。また、緊急時に直ちに対処できるよう、適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。

なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護及び医療等のための適当な場所に配備することが望ましいこと。

また、監視所には電話や緊急時の連絡先一覧表（2箇所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましいこと。

(2) 救護室、医務室

プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましいこと。救護室、医務室等を設ける場合には、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましいこと。

(3) 放送設備

施設の規模等に応じて、放送設備を監視所等に併設して設置することが望ましいこと。また、監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましいこと。

(4) 更衣所

男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とし、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。

(5) 便所

水洗式の構造とし、利用に適する場所に設け、床は不浸透性材料を用いること。また、専用の手洗いを設置すること。

なお、便器は、男子用として小便器を定員60人に1個の割合とし、大便器は300人までのときは1個以上とし、300人を超えるときは30

0人を増すごとに1個以上増やし、女子用として40人に1個の割合で設けることが望ましいこと。

(6) 洗浄設備

シャワー等の洗浄設備は、遊泳者が効果的に洗浄できるよう通過式等の構造とし、更衣所及び便所からプールに至る途中に設けること。また、容易に排水もできる構造設備とすること。

また、シャワー水等洗浄設備で用いた水は原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

(7) うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

プールサイドに、うがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。また、洗面・洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。

これらは、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に設置すること。また、飲用に適する水が供給されるものであること。

なお、これら設備の水栓は、定員50人に1個の割合で設け、500人を超えるときは10個以上を設けることが望ましいこと。

(8) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールにあつては、プール水面及びプールサイドの床面で、100ルクス以上の明るさが保てる照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示及び付帯設備等が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理が十分できるように講じられている場合はこの限りでないこと。

(9) 換気設備

屋内プールにあつては、二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。

また、効果的な換気ができるよう、吸気の入入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

(10) 消毒剤等資材保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。なお、設備は施錠できることが望ましいこと。

(11) 周囲との区画

屋外プールの周囲は、遊泳者以外の者が立ち入らないよう、かき、柵等で区画すること。

3 その他の設備

(1) 採暖室及び採暖槽

プールに付帯して採暖室及び採暖槽を設ける場合は、「公衆浴場における衛生等管理要領」(平成15年2月14日付け健衛発第0214004号厚生労働省健康局長通知)に準じた衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

(2) 遊技設備等

遊技設備等を設ける場合は、危険防止上適切な構造のものとし、安全な場所に配置すること。

(3) 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳者のものと区別し、プールサイドとは、かき、さく等で区画すること。

(4) くずかご

適当な数のくずかごを利用に適する場所に備えること。

(5) 掲示設備

利用者の注意事項(別紙例示)、利用時間、プールの見取図、排(環)水口部を示す標識等を、入場者全員の目に付く場所に設置すること。

別紙例示

利用者の注意事項

- 1 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている人や下痢等の症状のある人は、泳いではいけません。
- 2 飲酒者や他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかな人は、泳いではいけません。
- 3 泳ぐ前に、放尿し、鼻をかみ、体の各部をよく洗い、化粧等はおとしましょう。
- 4 水着などは、よく洗った清潔なものを用いましょう。
- 5 プール内やプールサイドでは、手鼻をかんだり、つばを吐いたり、放尿したりしてはいけません。
- 6 プールのオーバーフロー溝には、たんやつばを吐かないようにしましょう。
- 7 プールサイドで不潔な履物を使用してはいけません。
- 8 他の利用者に迷惑をかけるようなことをしたり、他人の迷惑になる物品や動物を持込んだりしてはいけません。
- 9 プールサイドを走り回ったりプールに飛び込むこと、また、プール内の排水口の蓋に触れたり循環水の入り口をふさいだりする危険行為をしてはいけません。
- 10 水を飲むときは、必ずうがいをしてから飲みましょう。
- 11 泳ぎ終わったら、必ず眼を洗い、うがいをし、シャワーで体の各部をよく洗いましょう。